

第3号様式(2)

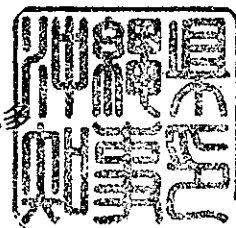
施工体制確認型総合評価方式(簡易型・共同企業体発注)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

平成22年5月7日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 工事概要

- (1) 工事名 国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1)
- (2) 工事場所 沖縄県今帰仁村仲宗根地内
- (3) 工事内容 プレビーム桁橋工、橋梁付属物工
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成23年3月31日まで
- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、入札手続き(競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。

2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

### 3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者格付名簿（以下「平成21・22年度建設業者格付名簿」という。）に土木工事業として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）。

ただし、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業の経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として登録されている者及びその構成員は参加できない。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

オ 施工計画が適正であること。

カ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

キ 原則として上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ク 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ケ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業として登録されている者。

イ 平成7年4月1日から申請書及び確認資料の提出期限日までに、下記の(ア)に掲げる工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。特定JVの構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。経常JVの施工実績も対象とするが、経常JVの代表者の場合に限る。

なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを実績と認めず、競争参加資格がないものと

する。

(ア) 次のaの要件を満たす施工実績を有すること。

a プレベーム橋上部工の工事（桁製作、架設を含む）であること。

ウ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。

(ア) 資格の詳細については入札説明書を参照。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

エ 本県に建設業法に基づく本店又は営業所がある者。

オ 申請期限日現在の土木一式工事の経営事項審査で総合評価値が、1,000点以上ある者で、経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者とする。

(3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けた者であつて、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業の特A等級として登録されている者。

イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。

(ア) 資格の詳細については入札説明書を参照。

(イ) 配置予定の主任技術者又は監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ウ 本県に建設業法に基づく本店がある者。

### 3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

- ・企業の技術力を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

ア 基礎点

競争参加資格が認められた者には、基礎点として100点を与える。

イ 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は50点とする。

#### ウ 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

#### エ 総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内で、沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（以下「低入札調査要領」という。）に基づく失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上の入札参加者についてア、イ及びウにより得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

#### (3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者で低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として開札後速やかにヒアリングを実施する。ただし、当該価格が失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、ヒアリングを実施せず失格とする。

#### (4) 落札者の決定方法

入札後、落札者の決定は、保留する。次のアからウの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。その結果は全入札参加者に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

ウ 提出された施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

#### (5) 提出された申請書及び確認資料の不明な点等について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

#### (6) 評価内容の担保

施工計画に対する技術的所見に記載された内容を履行することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価された内容が履行できない場合は、工事完了時において工事成績評定を減じる措置を行う。

## 4 入札手続等

### (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

- ア 交付期間 平成22年5月7日（金）から
- イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】 <https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>  
ウ 問い合わせ先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班  
電話番号 098-866-2384

(2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ア 提出期間：平成22年5月7日（金）から平成22年5月20日（木）まで。  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- イ 提出場所：沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎（3階）  
沖縄県土木建築部 北部土木事務所 庶務班  
電話番号 0980-53-1255
- ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。  
なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（別記様式1-1のみでよい）を提出すること。
- エ 提出部数：2部

(3) 共同企業体資格申請書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出しなければならない。

- ア 提出期間：上記4(2)に同じ
- イ 提出場所：同上
- ウ 提出部数：1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

- ア 電子入札システムによる場合  
入札書提出開始日時：平成22年6月18日（金）9時00分  
入札書提出締切日時：平成22年6月21日（月）14時00分
- イ 持参による場合  
持参日時：平成22年6月22日（火）10時00分  
持参場所：沖縄県土木建築部 土木企画課 第1入札室（県庁11階）

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成22年6月22日（火）10時10分 電子入札システムにより開札

## 5 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

#### イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

### (2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

### (3) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

調査を実施する。

### (4) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

### (5) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。

### (6) 経常JVについて

本工事に経常JVとして申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。

### (7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先

ア 入札及び契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班  
電話番号 098-866-2384

イ 応募調書資料関係：〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番11号  
沖縄県北部合同庁舎（3階）  
沖縄県土木建築部 北部土木事務所 庶務班  
電話番号 0980-53-1255

ウ 設計図書関係：〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番11号  
沖縄県北部合同庁舎（2階）  
沖縄県土木建築部 北部土木事務所 維持管理班  
電話番号 0980-53-1787

(9) 詳細は入札説明書による。

## 第4号様式(1)

(施工体制確認型総合評価方式(簡易型・共同企業体発注))

# 入札説明書

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第1号の「国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1)」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 工事概要

- (1) 工事名 国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1)  
(電子入札対象工事)
- (2) 工事場所 沖縄県今帰仁村仲宗根地内
- (3) 工事内容 プレベーム桁橋工、橋梁付属物工
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成23年3月31日まで

## 2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

## 3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。
  - ア 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者格付名簿(以下「平成21・22年度建設業者格付名簿」という。)に土木工事業として登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。)

ただし、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業の経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)として登録されている者及びその構成員は参加できない。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記イの再認定を受けた者を除く。)でないこと。

エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。



オ 施工計画が適正であること。

カ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

キ 原則として上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、5 (1) に示す設計業務等の受託者との関係がある場合は、出資状況等の確認ができる資料を添付すること。

ク 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合  
ケ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 特定 J V の代表者に必要な資格に関する事項は次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成 21・22 年度建設業者格付名簿に土木工事業として登録されている者。

イ 平成 7 年 4 月 1 日から申請書及び確認資料の提出期限日までに、下記の (ア) に掲げる工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。特定 J V の構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。経常 J V の施工実績も対象とするが、経常 J V の代表者の場合に限る。

当該施工実績が、平成 15 年 4 月 1 日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、その工事成績評定通知書を添付すること。工事成績評定点が 65 点未満のものは実績と認めず、競争参加資格がないものとする。

なお、土木建築部とは、宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び八重山支庁新石垣空港建設課（現土木建築部新石垣空港建設事務所）を含む。（以下「土木建築部」とは宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び八重山支庁新石垣空港建設課（現土木建築部新石垣空港建設事務所）を含むものとする。）

(ア) 次の a の要件を満たす施工実績を有すること。

a プレビーム橋上部工の工事（桁製作、架設を含む）であること。

ウ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。  
なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

a 1級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

c これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

申請日以前に3か月以上の雇用があることを証明するため、健康保険被保険者証等の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

エ 本県に建設業法に基づく本店又は営業所がある者。

オ 申請期限日現在の土木一式工事の経営事項審査で総合評価値が、1,000点以上ある者で、経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者とする。

(3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けた者であつて、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業の特A等級として登録されている者。

イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。  
なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

a 1級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

c これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(イ) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用関係があること）を証明するため、健康保険被保険者証等の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

ウ 本県に建設業法に基づく本店がある者。

#### 4 総合評価に関する事項

##### (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

##### ア 評価項目（企業の技術力及び施工体制を評価する）

###### (ア) 施工計画

###### a 施工上の課題に対する技術的所見

本工事においては、プレフレクション工法による桁製作でのプレストレス時の応力管理、現場における局部プレストレス時の施工方法等が重要課題であることから、桁製作から輸送、架設及び局部プレストレスまでの計画等について記載すること。

###### b 材料の品質管理に係わる技術的所見

本工事においては、プレフレクション工法による桁製作、輸送、現場における局部プレストレス時の品質管理等が重要課題であることから、コンクリートの品質管理等について記載すること。

###### (イ) 企業の施工実績

同種工事の施工実績、工事成績、優良建設業者表彰、工事事故の有無、企業の手持ち工事量

###### (ウ) 配置予定技術者の能力

資格、同種工事の施工実績、優良技術者表彰、継続教育（CPD）の状況

###### (エ) 地域精通度 地域貢献度

ボランティア活動による地域貢献の実績

###### (オ) 施工体制

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性

##### イ 評価基準及び得点配分

###### (ア) 施工計画について（加算点）

評価の視点	評価基準	点数	配点
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性（課題：桁製作から輸送、架設及び局部プレストレスまでの計画について） ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる	20.0	/20.0
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる	10.0	
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの確	0.0	
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性（コンクリートの品質管理について）	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	20.0	/20.0
	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	10.0	
	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえており適切	0.0	

###### a 施工計画

◇施工計画の評価にあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は評価しない。

(イ) 企業の施工実績について (加算点)

評価の視点	評価基準	点数	配点
過去15年間の同種工事の施工実績	同種工事で、国又は沖縄県の実績あり (※1)、(※2)	10.0	/10.0
	同種工事で、県内市町村の実績あり (※3)	5.0	
	同種工事で、その他の実績あり	0.0	
沖縄県土木建築部での過去10年間の同種工事における工事成績の平均点	80点以上	20.0	/20.0
	75点以上 80点未満	15.0	
	70点以上 75点未満	10.0	
	65点以上 70点未満	5.0	
	65点未満又は実績なし	0.0	
過去3年間の優良工事表彰の有無	国、又は県知事表彰の実績あり (※1)	5.0	/5.0
	県土木建築部又は県内市町村表彰の実績あり	2.5	
	なし	0.0	
過去1年間における事故状況	事故なし	0.0	/0.0
	事故あり	-10.0	
手持ち工事量 当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額=手持ち工事量比率	手持ち工事量比率<0.25	15.0	/15.0
	0.25≤手持ち工事量比率<0.75	10.0	
	0.75≤手持ち工事量比率<1.25	5.0	
	1.25≤手持ち工事量比率	0.0	

a 企業の施工実績

- ◇施工実績は、特定JVの代表者の施工実績を評価の対象とする。特定JVの代表者を評価する場合は、過去に受注した特定JVの構成員としての施工実績は代表者のみを評価の対象とし、過去に受注した経常JVの構成員としての施工実績は、経常JVの代表者のみを評価の対象とする。
- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇(※2)「沖縄県」には、その外郭団体を含む。
- ◇(※3)「県内市町村」には、その外郭団体を含む。
- ◇当該施工実績が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。65点未満の場合は、実績と認められず、競争参加資格がないものとする。
- ◇同種工事の施工実績1件で評価する。
- ◇実績期間の過去15年間とは、平成7年4月1日から申請書等の提出期限日までとする

b 工事成績

- ◇工事成績は、特定JVの代表者の工事成績を評価の対象とする。特定JVの代表者の工事成績を評価する場合、過去に受注した特定JVの工事成績は、各構成員の工事成績として取り扱い、過去に受注した経常JVの工事成績は、各構成員の工事成績として取り扱う。
- ◇沖縄県土木建築部の発注した工事に係る工事成績を対象とする。
- ◇過去10年間とは当該年度を含まない直近の10年度間とする。
- ◇実績無しとは、過去10年間で沖縄県土木建築部内の施工実績がないもの、及び成績評定がされていないものをいう。
- ◇同種工事において、平均点を求めるものとする。成績点の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。

$$\text{過去10年間の平均点} = \frac{\text{過去10年間の完成工事の評点合計}}{\text{過去10年間の完成工事の件数}}$$

**c 優良工事表彰**

- ◇特定JVの優良工事表彰を評価する場合は、特定JVの代表者の表彰を評価の対象とする。特定JVの代表者の優良工事表彰を評価する場合、過去に受注した特定JVの受賞実績は各構成員の実績として取り扱う。
- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇評価対象は、国(特殊法人等を含む。)、沖縄県及び県内市町村における優良建設業者表彰(優良建設業者及び優良技術者)とする。
- ◇過去3年間とは当該年度を含まない直近の3年度間とする。
- ◇優良建設工事表彰の対象は、部門別(土木)とする。
- ◇受賞した企業が評価対象期間(3年間)内に表彰を受けた発注機関から指名停止を受けた場合、指名停止日以前の受賞は評価対象としない(受賞に対する評価取り消しとする)。指名停止日以降の受賞は評価対象とする。

**d 安全管理の状況(工事事務)**

- ◇特定JVの工事事務を評価する場合は、特定JVの代表者の工事事務を評価の対象とする。特定JVの代表者の工事事務を評価する場合、過去の特定JVの工事事務は、各構成員の工事事務として取り扱い、過去の経常JVの工事事務についても各構成員の工事事務として取り扱う。
- ◇事故ありとは、県内での工事事務(ただし、民間工事及び米軍工事は除く)で、発注機関より指名停止があったものをいう。
- ◇過去1年間とは、平成21年4月1日から申請書等の提出期限日までとする。

**e 手持ちの工事量**

- ◇特定JVの工事量を評価する場合は、特定JVの代表者の手持ち工事量比率の平均値を評価の対象とする。
- ◇手持ちの工事量比率については、下記の算出法により算出する。
  - ・当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額=手持ち工事量比率
- ◇算出に用いる工事実績については、沖縄県土木建築部の発注工事に限る。
- ◇過去3年間とは当該年度を含まない直近の3年度間とする。
- ◇JVの受注額は請負額に出資比率を乗じた額とする。

**(ウ) 配置予定技術者の能力について(加算点)**

評価の視点	評価基準	点数	配点
主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士(3年以上)、1級建設機械施工技士(3年以上)、 技術士	5.0	/5.0
	1級土木施工管理技士(3年未満)、1級建設機械施工技士(3年未満)	0.0	
過去15年間の同種工事の施工経験	役職経験有り・同種工事で、国、又は沖縄県の実績あり(※1)(※2)	10.0	/10.0
	役職経験無し・同種工事で、国、又は沖縄県の実績あり(※1)(※2)	7.0	
	役職経験有り・同種工事で、県内市町村の実績あり(※3)	3.0	
	その他の実績あり	3.0	
	実績なし	0.0	
過去3年間の優良技術者表彰	国、又は県知事表彰の実績あり(※1)	5.0	/5.0
	県土木建築部又は県内市町村の表彰実績あり	2.5	

	なし	0.0	
過去1年間、又は過去1年	推奨単位以上	5.0	/5.0
度間の継続教育(CPD)単位 取得状況	推奨単位未満	0.0	

#### a 配置予定技術者の能力

- ◇配置予定技術者の能力を評価する場合は、特定JVの代表者の配置予定技術者を評価の対象とする。
- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇(※2)「沖縄県」には、その外郭団体を含む。
- ◇(※3)「県内市町村」には、その外郭団体を含む。
- ◇当該施工経験に係る工事が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事である場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。6.5点未満の場合は、経験と認められない。
- ◇専任で配置する主任(監理)技術者で評価する。
- ◇複数の配置予定技術者の場合は、資格に関する総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者に得点を与え、評価する。
- ◇当該施工経験は、その技術者が現在属している企業又は過去に属した企業での経験を対象とする。
- ◇当該施工経験に係る工事が、共同企業体として関わった工事である場合は、その出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ◇建設業法第26条に該当する技術者であること。
- ◇同種工事の施工経験は1件で評価する。
- ◇実績期間の15年間とは、平成7年4月1日から申請書等の提出期限日までとする。
- ◇役職経験有りとは、監理技術者、主任技術者、現場代理人での工事実績を有する場合をいう。

#### b 優良技術者表彰

- ◇優良技術者表彰を評価する場合は、特定JVの代表者の配置予定技術者を評価の対象とする。特定JVの代表者の優良技術者表彰を評価する場合、過去に表彰された特定JVの受賞実績は、各構成員の実績として取り扱う。また、過去に表彰された経常JVの受賞実績も経常JVの各構成員の実績として取り扱う。
- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇評価対象は、国(特殊法人等を含む。)、沖縄県及び県内市町村における優良建設業者表彰(優良建設業者及び優良技術者)とする。
- ◇優良技術者表彰は、表彰を受けた本人が当該工事の配置予定技術者(主任技術者等)として登録された場合に評価する。
- ◇過去3年間とは当該年度を含まない直近の3年度間とする。
- ◇優良技術者表彰の対象は、部門別(土木)とする。
- ◇優良技術者表彰を受賞した時に雇用関係にある企業が評価対象期間(3年間)内に表彰を受けた発注機関から指名停止を受けた場合、指名停止日以前の受賞は評価対象としない(受賞に対する評価取り消しとする)。指名停止日以降の受賞は評価対象とする。

#### c 継続教育(CPD)の状況

- ◇「建設系CPD協議会」の加盟団体のうち、単位取得証明を発行している団体の証明書において証明書を発行した団体が推奨している年間単位(ユニット等)を満足している者を評価する。
- ◇「年間」発行の単位取得証明書は、当該工事の技術資料提出期限日から過去1年間を対象としたものとする。
- ◇「年度」発行の単位取得証明書は、過去1年度間を対象としたものとする。

(エ) 地域精通度 地域貢献度 (加算点)

評価の視点	評価基準	点数	配点
過去1年間のボランティア活動の実績	活動実績有り	5.0	/5.0
	活動実績なし	0.0	

a ボランティア活動による地域貢献の実績

- ◇ボランティア活動の実績を評価する場合は、特定JVの代表者の実績を評価の対象とする。
- ◇沖縄県内でのボランティア実績を対象とする。
- ◇参加が確認できないものについては、実績と認めない。
- ◇過去1年間における県内の社会資本（道路、河川、護岸、公園及び自然海岸、その他）を対象に、除草・清掃、調査、その他の社会資本の維持管理に関するボランティア活動で、公益性が認められるものを評価対象とする。
- ◇評価の対象例について以下に示す。
  - ・クリーンアップキャンペーン
  - ・災害ボランティア
  - ・ボランティアサポートプログラム
- ◇ボランティアグループ等に対する寄付については実績に含めない。
- ◇過去1年間とは当該年度を含まない直近の1年度間とする。

(オ) 施工体制 (施工体制評価点)

評価内容	評価基準	点数	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5.0	
	上記以外	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	上記以外	0.0	

- ◇施工体制評価点は、上記(オ)の評価基準に基づき、優/15点、可/5点、不可/0点の3段階で評価する。なお、入札参加者の申込みに係る価格が失格基準価格以上低入札調査基準価格未満の場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、審査を厳格に行う。

## (2) 総合評価の方法

競争参加資格が認められた者に以下の点数を与える。

### ア 基礎点

競争参加資格を認められた者に基礎点として100点を与える。

### イ 加算点

加算点〔上記 4 (1) イ (ア)～(エ)〕の算定方法は次のとおり。

$$\text{加算点} = \text{評価点 (50点)} \times \frac{\text{貴社の合計得点}}{\text{設定総得点 (満点)}}$$

評価点：総合評価方式の種別ごとに定められた点数（簡易型：50点）

### ウ 施工体制評価点

#### (ア) 審査

適切な施工体制を確保するため、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査する。施工体制の評価項目の審査は、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、失格基準価格以上低入札調査基準価格未満で入札を行った者について、開札後、速やかに審査を実施する。施工体制評価点は、上記 4 (1) イ (オ) の評価基準に基づき、優／15点、可／5点、不可／0点を与える。施工体制評価点の最高点は、30点（品質確保の確実性15点、施工体制の確保の確実性15点）とする。なお、入札参加者の申込みに係る価格がbの場合は審査を厳格に行い、cの場合は審査を実施せず失格とする。

a 低入札調査基準価格以上の入札の場合 審査を実施しない。

b 失格基準価格以上低入札調査基準価格未満の場合

下請業者における赤字の発生及び工事成績評価点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがあることから、審査を厳格に行う。

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）

（ただし、低入札調査基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格に10分の7を乗じた額とする。）

c 失格基準価格未満の入札の場合

契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、審査を実施せず、失格とする。

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費×75%＋共通仮設費×70%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）

#### (イ) 評価

入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件を現実確実性の向上につながるかの審査を行う。入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。

評価項目毎に3段階で評価する。（優15点／可5点／不可0点）

#### (ウ) 施工体制評価項目

施工体制評価項目は以下のとおりとする。



- a 品質確保の実効性
  - b 施工体制確保の確実性
- (エ) 技術提案（施工計画）の実施に係る確実性（基礎点及び加算点の見直し）  
施工体制が十分確保されないということは、企業の信頼度が低下していることから、企業の基礎技術力等（加算点）についても施工体制評価点の獲得割合に応じて減点する。なお、施工体制評価点が0点の場合は、基礎点も0点とする。

#### エ 総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、ア、イ及びウにより得られる基礎点と加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

#### (3) 落札者の決定方法

入札後、落札者の決定は、保留する。次のアからウの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。その結果は全入札参加者に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

ウ 提出された施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

#### (4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後、速やかに、ヒアリングを実施する。低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、事情聴取に協力しなければならない。なお、低入札調査基準価格以上の者についてはヒアリングを実施しない。

ア ヒアリング日時：平成22年6月25日（金）

イ ヒアリング場所：〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番11号  
沖縄県北部合同庁舎  
沖縄県土木建築部 北部土木事務所 3階会議室  
電話番号 0980-53-1787

ウ 資料の提出：入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料を求める。なお、提出すべき様式及び添付資料は沖縄県土木建築部技術管理課のホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/gijutsu/index2.htm>）の「総合評価方式関係様式」→「2）施工体制確認型総合評価方式の追加資料様式」において確認すること。

エ 追加資料提出の連絡：9(3)の開札の後、6月22日（火）午後5時（予定）までに対象業者あてに連絡する。

- オ 追加資料の提出期限：平成22年6月24日（木）までとする。  
なお、一度提出した追加資料等の修正及び再提出は認めない。  
また、提出期限日を過ぎた追加資料は受け付けない。
- カ 追加資料の提出先：〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番11号  
沖縄県北部合同庁舎（2階）  
沖縄県土木建築部 北部土木事務所 維持管理班  
電話番号 0980-53-1787
- キ 追加資料の提出方法：提出先へ直接持参するものとし、電送（メール及びファクシミリ）による提出は認めない。
- ク その他：入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大2名以内とする。  
追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(5) 評価内容の担保

施工上の課題（別記様式4-2）、材料の品質管理（別記様式4-4）に対する技術的所見に記載された内容を履行することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価された内容が履行できない場合は、工事完了時において工事成績評定を減じることとし、未実施の評価項目ごとに1点～2点減じる。

ア 施工上の課題に関する事項（1～2点）

イ 材料の品質管理に関する事項（1～2点）

(6) その他 追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 5 設計業務等の受託者等

(1) 3(1)キの「上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・（株）中央建設コンサルタント

(2) 3(1)キの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6 申請書及び確認資料の作成方法

(1) 申請書及び確認資料を提出する場合は、「別記様式10」を表紙とし、書類目次を記入するとともに、「別記様式1-1」を先頭に各書類に頁を付すこと。

(2) 申請書は、「別記様式1-1から別記様式1-3」により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

ア 施工実績（別記様式2）

(ア) 3(2)イに掲げる資格があることを判断できる施工実績について、別記様式2に  
工事名称及び工事概要等を記載すること。

(イ) 記載する施工実績の件数は1件でよい。

(ウ) CORINS登録をしている場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一  
般データ、技術データ）の写しを添付すること。

(エ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明で  
きる資料を添付すること。

(オ) 当該施工実績が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注  
工事に係る実績の場合は、その工事成績評定通知書の写しを添付すること。

なお、当該工事に係る工事成績評定通知書を紛失した場合は、工事成績評定通  
知書の発行部署にその写しを求めることとする。

イ 配置予定技術者の経験（別記様式3）（別記様式3-1）

(ア) 別記様式3に保有資格、継続教育(CPD)及び同種工事の施工経験を記入すること。

(イ) CORINSに登録している場合、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般  
データ、技術者一覧、技術データ）の写しを添付すること。

(ウ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び施工経験（実績）が証明で  
きる資料の写しを添付すること。

(エ) 監理技術者資格者証の写し（裏表）及び監理技術者講習修了証の写しを添付す  
ること。主任技術者の場合は、その資格が確認できる書類を添付すること。

(オ) 当該施工経験に係る工事が、平成15年4月1日以降に完成した沖縄県土木建  
築部の発注工事である場合は、その工事成績評定通知書の写しを添付すること。

なお、当該工事に係る工事成績評定通知書を紛失した場合は、工事成績評定通  
知書の発行部署にその写しを求めることとする。

(カ) 3(2)ウに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、工事の経  
験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する  
同種工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定技術者として、複数の候補技術者の資格、工事の経験等を記載  
することもできる。ただし、この場合、資格に関する総合評価方式の評価基準に  
基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者に得点を与え、評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、  
他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったと  
きは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行  
うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができない  
にもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行  
うことがある。

(キ) 代表構成員以外の構成員の配置予定技術者は、別記様式3-1に保有する資格を  
記入すること

ウ 施工計画(別記様式4-2、別記様式4-4)

(ア) 施工計画として、施工上の課題、材料の品質管理に係わる技術的所見を別記様

式4-2、別記様式4-4により記載すること。

- (イ) 説明の補則として、図面等を添付してもよい。この場合、可能な限り1枚程度を提出する。
- (ウ) 施工計画を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が、軽減されるものではない。
- (エ) 施工計画を作成するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は原則認めない。

エ 安全管理の状況（別記様式6）

過去1年間における受注工事の中で、沖縄県内での事故件数状況（記述方法任意）の有無について別記様式6に記入する。

事故ありとは、県内での工事事務（ただし、民間工事及び米軍工事は除く）で、発注機関より指名停止があったものをいう。

過去1年間とは、平成21年4月1日から申請書等の提出期限日までとする。

オ 工事成績・表彰（別記様式7）

(ア) 工事成績

a 沖縄県土木建築部での過去10年間の工事成績（記述方法任意）

なお、過去10年間とは当該年度を含まない直近の10年間とする。

b 年度、工事名を記入すること。

c 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

(イ) 表彰

a 国（特殊法人等を含む）、沖縄県又は県内市町村発注での過去3年間の優良業者表彰及び優秀技術者表彰の受賞（平成18・19・20年度の完成工事で、表彰を平成19・20・21年度に受けたもの）の有無（記述方法任意）

b 工事名、表彰を受けた年度、表彰部門を記入すること。

c 記載した優良建設業者又は優良技術者に係る表彰状の写しを添付すること。

カ 手持ちの工事量（別記様式8）

(ア) 当該年度を含まない直近の3年度間の沖縄県土木建築部の発注工事（平成19年4月1日から平成22年3月31日までに契約を締結した工事）及び当該年度の沖縄県土木建築部の発注工事について、別記様式8に工事件名、施工場所、契約金額、受注形態等を記入すること。

なお、債務負担行為に係る契約の特則のある工事については、請負代金の支払の限度額の属する年度を契約締結年度に読み替える。

(イ) 受注時工事カルテ又は竣工時工事カルテ受領書の写しを添付すること。

キ ボランティア活動による地域貢献の実績（別記様式9）

(ア) 当該年度を含まない直近の1年度間におけるボランティア活動について、名称、実施年度、実施期間、当該企業からの参加人数、活動場所を別記様式9に記入すること。

(イ) ボランティア活動を証明できる資料（新聞記事、表彰状、証明書等）を合わせて提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成22年6月9日(水)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

(5) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 7 競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出場所：沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班

ウ 提出方法：書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

## 8 入札説明書に対する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班  
電話番号 098-866-2384

(2) 上記(1)以外に関すること。

〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番11号  
沖縄県北部合同庁舎(2階)  
沖縄県土木建築部 北部土木事務所 維持管理班  
電話番号 0980-53-1787

ア 提出期間：平成22年5月7日(金)から平成22年6月9日(水)まで。  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：上記(2)に同じ

ウ 提出方法：持参によるものとする。  
電子入札対象工事の場合でも、持参すること。

エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：回答を行った日の翌日から平成22年6月21日(月)までの

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

閲覧場所：上記(2)に同じ

## 9 入札手続等

### (1) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間：平成22年5月7日（金）から平成22年5月20日（木）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎（3階）

沖縄県土木建築部 北部土木事務所 庶務班

電話番号 0980-53-1255

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（別記様式1-1のみでよい）を提出すること。

エ 提出部数：2部

### (2) 共同企業体資格申請書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出しなければならない。

ア 提出期間：上記9(1)に同じ

イ 提出場所：同上

ウ 提出部数：1部

### (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成22年6月18日（金）9時00分

入札書提出締切日時：平成22年6月21日（月）14時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成22年6月22日（火）10時00分

持参場所：沖縄県土木建築部 土木企画課 第1入札室（県庁11階）

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成22年6月22日（火）10時10分 電子入札システムにより開札

## 10 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

## 11 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該工事の競争参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合には、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部土木企画課より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部土木企画課より連絡する。

### (2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

## 13 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

(1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

(2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

#### 14 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が沖縄県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）

（ただし、低入札調査基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格に10分の7を乗じた額とする。）

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費×75%＋共通仮設費×70%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）

#### 15 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、3(2)ウに掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 16 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

専任の主任（監理）技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任（監理）技術者とは別に3(2)ウに定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様に職務を行うものとする。また、上記の技術者を求められた場合には、その氏名その他必要な事項を主任（監理）技術者の通知と同様に契約担当者等に通知することとする。



## 17 支払条件

- 前金払 契約金額の40%以内  
中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく  
部分払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数

## 18 火災保険の要否

(否)

## 19 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある場合（苦情申立て）

- (1) 非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。
- ア 提出期限：落札者決定の公表の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）とする。
  - イ 提出場所：沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班
  - ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メール又はファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (2) 契約担当者は、説明を求められたときは、申請書及び確認資料の提出期限の翌日から起算して5日以内（休日を除く）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

## 20 再苦情申立て

契約担当者からの7及び19の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

- ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間  
受付窓口： 沖縄県土木建築部土木企画課 建設業指導契約班  
受付時間： 午前9時から午後5時までとする。
- イ 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所  
沖縄県土木建築部土木企画課 建設業指導契約班  
電話番号 098-866-2384

## 21 総合評価に関する事項

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により、施工計画に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

## 22 その他電子入札に関する事項は、沖縄県電子入札運用基準による。

## 23 その他

- (1) 落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得及び建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 入札説明書を手に入れた者は、これを本入札手續以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。  
ホームページ <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
  - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班 電話098-866-2384  
沖縄県電子入札ポータルサイト  
<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>
  - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先  
取得しているICカードの認証機関
- (8) 次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。
  - ・ 沖縄県電子入札ポータルサイト  
<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手續に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
  - ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - ・ 競争参加資格確認申請書受付票
  - ・ 競争参加資格確認結果通知書
  - ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - ・ 辞退届受付票
  - ・ 日時変更通知書
  - ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - ・ 入札書受付票

- 入札締切通知書
- 再入札通知書
- 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- 落札者決定通知書
- 決定通知書
- 保留通知書
- 取止め通知書

# 競争参加資格確認申請書(1)

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

●●●●・■■■■■特定建設工事共同企業体

**代表構成員** 住所 〒○○○ ○○○○○○  
 商号又は名称 ●●●● **印**  
 代表者氏名 ○○○○  
 担当者氏名 ○○ ○○  
 電話 ○○○-○○○-○○○○  
 E-mailアドレス ○○@○○.○○.○○

**構成員** 住所 〒○○○ ○○○○○○  
 商号又は名称 ●●●● **印**  
 代表者氏名 ○○○○

**構成員** 住所 〒○○○ ○○○○○○  
 商号又は名称 ■■■■ **印**  
 代表者氏名 ○○○○

平成22年5月7日付けで公告がありました国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1)工事に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。  
 申請書、確認資料及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 (1)建設業の許可について(通知)(写)  
 (2)建設業許可申請書及び別表の(写)※営業所の変更等がある場合は変更届出書の(写)  
 (入札説明書3(2)ア及びエ、3(3)ア及びウに定める資格を確認する書類)
- 2 入札参加適格合格通知書(写)(入札説明書3(2)ア、3(3)ア定める資格を確認する書類)
- 3 直近の経営事項審査結果通知書(写)(入札説明書3(1)エ、3(2)オ及び3(3)エに定める資格を確認する書類)
- 4 入札説明書3競争入札参加資格に定める事項(別記様式1-2、1-3に記載)
- 5 入札説明書6(3)アに定める施工実績を記載した書面(別記様式2)
- 6 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面  
 (別記様式3、3-1)
- 7 入札説明書6(3)ウに定める施工計画を記載した書面(別記様式4-2、4-4)
- 8 入札説明書6(3)エに定める安全管理の状況を記載した書面(別記様式6)
- 9 入札説明書6(3)オに定める工事成績・表彰を記載した書面(別記様式7)
- 10 入札説明書6(3)カに定める手持ち工事量を記載した書面(別記様式8)
- 11 入札説明書6(3)キに定めるボランティア活動による地域貢献の実績を記載した書面  
 (別記様式9)

注) 1) 紙入札者は、通知書封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、特定記録郵便分(240円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。  
 2) 入札説明書と整合するよう記載すること。

## 競争参加資格確認申請書 (2)

平成 年 月 日

競争入札参加資格 (貴JVについて記入すること)

### 3に係る事項

#### (1)に関する事項 (特定JVの構成員)

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

【記入例：全構成員共に該当しない。】

イ 沖縄県の土木一式工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。

【記入例：全構成員とも別添入札参加適合合格通知書 (写) のとおり該当する。】

**※入札参加適格合格通知書の写しを添付すること。**

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (再認定を受けた者を除く) でないこと等

【記入例：全構成員共に該当しない。】

エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

【記入例：全構成員とも別添経営事項審査結果通知書 (写) のとおり有効期限内である。】

**※経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。**

カ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止を受けていないこと。(申請書等提出日現在の状況を記載すること。)

【記入例：全構成員とも平成〇年〇月〇日現在 (申請書等の提出日現在) において指名停止の措置を受けていない。】

キ 原則として、工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

【記入例：全構成員とも△△ (工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者等) と資本若しくは人事面において関連はない】

**※関連がある場合、出資状況等の確認ができる資料を添付すること。**

ク 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

【記入例：本案件の入札参加について、全構成員とも他の入札参加申請者との間に資本関係又は人的関係はない。】

ケ 特定建設工事共同企業体の構成員は、警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

【記入例：全構成員ともに警察当局からの排除要請はない。】

## 競争参加資格確認申請書 (3)

### (2)に関する事項(特定JVの代表構成員)

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けた者であって、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業として登録されている者。

【記入例：建設業の許可についての(通知)(写)及び入札参加適格合格通知書(写)のとおり該当する。】

ウ 配置予定技術者について

【記入例：別添健康保険被保険者証の写のとおり、配置予定技術者においては、申請日以前に3か月以上の雇用関係がある】

**※健康保険被保険者証等の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること。**

エ 本県に建設業法に基づく本店又は営業所がある者。

【記入例：別記様式1-1の1に添付した別表(写)に記載された営業所の所在地のとおり】

オ 申請期限日現在の土木一式工事の経営事項審査で直近の総合評定値が1,000点以上ある者で、経営事項審査結果通知書が有効期限内にある者。

【記入例：経営事項審査結果通知書(写)の通り該当する。】

**※経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。**

### (3)に関する事項(特定JVの代表構成員以外の構成員)

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けた者であって、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業の特A等級として登録されている者。

【記入例：建設業の許可についての(通知)(写)及び入札参加適格合格通知書(写)のとおり該当する。】

イ 配置予定技術者について

【記入例：別添健康保険被保険者証等の写のとおり、全構成員の配置予定技術者においては、申請日以前に3か月以上の雇用関係がある】

**※健康保険被保険者証等の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること。**

ウ 本県に建設業法に基づく本店がある者。

【記入例：別記様式1-1に添付した別表(写)に記載された営業所の所在地のとおり】

## 〔同種工事〕の施工実績

代表構成員 会社名

同種工事の条件		<p>平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員の場合のものに限る。)</p> <p>同種工種：プレビーム橋上部工の工事であること。          特定JVにあっては、代表者の施工実績を評価対象とする。経常JVにあっては経常JVでの実績を評価する。経常JVでの施工実績がない場合は、経常JVの代表者の施工実績を評価の対象とする。</p>
工 事 名 称 等	工 事 名 称	CORINS登録 有・無 (CORINS番号、工種)
	発 注 機 関 名	県土木建築部・他部局・国・公団・他都道府県・市町村等・民間
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	百万円
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 等	・単体/共同企業体(出資比率%) ・オーナー / サブ
工 事 概 要	構 造 ・ 形 式	
	規 模 ・ 寸 法 等	・〇〇工事 〇〇m×〇〇m
	使 用 機 材 ・ 数 量	
	施 工 条 件	・地形地質条件、施工方法
その他		

- 注) 1) 公告において明示した資格があると判断できる必要最小限の項目を記入すること。  
 2) 記載する工事をCORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ(一般データ、技術データ)の写しを添付すること。  
 3) 記載する工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写し等、工事内容(実績)が証明できる資料等の写しを添付すること。  
 4) 当該施工実績が、平成15年4月1日以降に完成した県土木建築部の発注工事に係るものについては工事成績評定通知書の写しを添付すること。(6.5点未満の場合は、実績と認めない。)

## 主任(監理)技術者等の資格・工事経験

代表構成員(会社名)

(ふりがな) 配置予定技術者の氏名		監理技術者 ○○ ○○	
最終学歴		○○大学 ○○工学科 ○○年卒業	
法令による資格・免許等		一級土木施工管理技士(取得年月、登録番号) 監理技術者資格(取得年月、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年月、修了証番号)	
継続教育(CPD)		・各団体の推奨単位以上を取得している。( ) ・各団体の推奨単位を取得していない。( )	
同種工事の経験の条件		平成7年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事に従事した経験を有すること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。) 同種工事：プレビーム橋上部工の工事であること。 特定JVにあっては、代表者の技術者を評価対象とする。経常JVにあっては、各構成員の技術者を評価対象とする。	
工事の 経験の 概要	工事名		
	発注機関名		
	施工場所	(都道府県・市町村名)	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	工事受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入	
	工事 内容	構造形式	・護岸工 ○○○○m <sup>2</sup>
		仮設工法構造等	・
		主要資機材数量	・コンクリート ○○○m <sup>3</sup> ・ブロック ○○○個
施工条件	・地形地質条件 ・施工方法		
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・無	
申請時 における 他工事の 従事状況 等	工事名		
	発注機関名		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入	
	本工事と重複する場合の対応措置	例1) 本工事に着手する前の〇月〇日に工期が完了するため本工事に従事可能 例2) 現在、現場代理人(担当技術者)なので変更を行い本工事に着手日までに従事可能	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・無	
重複申請の有無	重複申請工事名	提出日・提出先	

- 注) 1) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を記入すること。  
2) 「申請時における他工事の従事状況等」のうち重複する場合の対応措置の理由は、配置予定技術者が専任で本工事に配置できることがわかるように記入するものとする。また、それが確認できる資料を添付するものとする。  
3) 「重複申請の有無」については、本工事の競争参加資格確認申請時において、他の入札手続き開始中の工事に重複して申請している場合又は重複申請しようとする場合に記入する。  
4) 鋼橋上部における配置予定技術者は、架設時における配置予定技術者を記入する。  
5) 「工事経験の概要」の工事をCORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ(一般データ、技術者一覧、技術データ)の写しを添付すること。  
6) 「工事経験の概要」の工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写し、従事していた工事内容が証明できる資料の写しを添付するものとする。  
7) 「継続教育(CPD)」については、該当するところの( )に○印を付して下さい。なお、「各団体の推奨単位以上を取得している」に○印を付した場合は、当該団体の推奨単位数を示す資料及び当該団体が発行する単位取得証明書を添付して下さい。  
8) 複数名申請する場合は、技術者毎に各々記入して下さい。  
9) 配置予定技術者を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し(裏表)及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。  
10) 重複申請する場合は、工事名等を記入して下さい。(※CORINSの受注時カルテ又は途中変更時カルテ受領書の写しを添付すること。)  
11) 経験した工事が平成15年4月1日以降に完成した県土木建築部の発注工事に係るものについては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。(65点未満の場合は、実績と認めない。)



## 主任(監理)技術者等の資格・工事経験

構成員(会社名)

(ふりがな) 配置予定技術者の氏名		(主任・監理)技術者 ○○ ○○	
最終学歴		○○大学 ○○工学科 ○○年卒業	
法令による資格・免許等		一級土木施工管理技士(取得年月、登録番号) 監理技術者資格(取得年月、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年月、修了証番号) 二級土木施工管理技士(取得年月、登録番号)	
同種工事の経験の条件			
工事の 経験の 概要	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	工事受注形態等		
	従事役職		
	工事 内容	構造形式	
		仮設工法構造等	
		主要資機材数量	
	施工条件		
	CORINS登録 の有無		
申請時 における他工事の 従事状況等	工事名		
	発注機関名		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入	
	本工事と重複する 場合の対応措置	例1) 本工事に着手する前の〇月〇日に工期が完了するため本工事に従事可能 例2) 現在、現場代理人(担当技術者)なので変更を行い本工事着手日までに従事可能	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・ 無	
重複申 請の有 無	重複申請工事名	提出日・提出先	

- 注) 1) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を記入すること。
- 2) 「申請時における他工事の従事状況等」のうち重複する場合の対応措置の理由は、配置予定技術者が専任で本工事に配置できることがわかるように記入するものとする。また、それが確認できる資料を添付するものとする。
- 3) 「重複申請の有無」については、本工事の競争参加資格確認申請時において、他の入札手続き開始中の工事に重複して申請している場合又は重複申請しようとする場合に記入する。
- 4) 配置予定技術者を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し(裏表)及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- 5) 重複申請する場合は、工事名等を記入して下さい。(※CORINSの受注時カルテ又は途中変更時カルテ受領書の写しを添付すること。)

### 施工上の課題に対する技術的所見

工事名：国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1)

会社名：\_\_\_\_\_

■ 施工上の課題	桁製作から輸送、架設及び局部プレストレスまでの計画について
----------	-------------------------------

項目	具体的な施工計画
施工上の課題の概要	本工事においては、現場付近の地域条件等を十分理解すること、プレフレクション工法による桁製作でのプレストレス時の応力管理、現場における局部プレストレス時の施工方法が重要課題であることから、評価項目の「施工上の課題」については、「桁製作から輸送、架設及び局部プレストレスまでの計画」等について記述する。
課題に対する技術的所見	※参加申込者で記入する。(提案は5つ以内) ① . . . . . ② . . . . . ③ . . . . . ④ . . . . . ⑤ . . . . .

- 注 1) 資料の様式は本様式を含めてA4、2枚以内とする。(文字は10.5ポイント以上)とする。3枚目以降に記載した場合は評価の対象としない。
- 2) 提案の記載は5つ以内とする。
- ・ 1つの提案は100字程度を目処に具体的で定量的に記載する。
  - ・ 説明の補足として図面等を添付してもよい。(但し、A4、1枚以内)
- 3) 受注者の責任において対応可能な事項について記載するものとし、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は評価の対象としない。
- 4) 一般的内容の記載については評価の対象としない。(土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準等に準ずるもの)

### 材料の品質管理に係わる技術的所見

工事名：国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1)

会社名：\_\_\_\_\_

■材料の品質管理	コンクリートの品質管理について
----------	-----------------

項目	具体的な品質管理方法等
材料の品質管理の概要	本工事においては、現場付近の地域条件等を十分理解すること、プレフレクション工法による桁製作、輸送、現場における局部プレストレス時の品質管理等が重要課題であることから、評価項目の「材料の品質管理」については、「コンクリートの品質管理」等について記述する。
品質管理に対する技術的所見	※参加申込者で記入する。(提案は5つ以内)  ① . . . . .  ② . . . . .  ③ . . . . .  ④ . . . . .  ⑤ . . . . .

- 注 1) 資料の様式は本様式を含めてA 4、2枚以内とする。(文字は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上)とする。3枚目以降に記載した場合は評価の対象としない。
- 2) 提案の記載は5つ以内とする。
- ・ 1つの提案は100字程度を目処に具体的で定量的に記載する。
  - ・ 説明の補足として図面等を添付してもよい。(但し、A 4、1枚以内)
- 3) 受注者の責任において対応可能な事項について記載するものとし、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は評価の対象としない。
- 4) 一般的内容の記載については評価の対象としない。(土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準等に準ずるもの)

## 安 全 管 理 の 状 況

代表構成員 会社名

- ・ 過去 1 年間の沖縄県内における事故状況

死亡事故、営業停止、刑事罰及び文書注意等の有無がわかる様に記入すること。

注 1) 事故ありとは、県内での工事事故（民間工事及び米軍工事は除く）で、発注機関より指名停止があったものをいう。

2) 過去 1 年間とは、平成 2 1 年 4 月 1 日から申請書等の提出期限日までとする。

## 工事成績、表彰

代表構成員 会社名

---

### 【工事成績】

沖縄県土木建築部での過去 10 年間の工事成績 (記述方法任意)

なお、過去 10 年間とは当該年度を含まない直近の 10 年間 (平成 12・13・14・15・16・17・18・19・20・21 年度) とする。

※年度、工事名を記入すること。

※記載した工事の工事成績評価通知書の写しを添付すること。

### 【表彰の有無】

国 (特殊法人等を含む)、沖縄県または県内市町村発注の過去 3 年間の優良建設業者表彰及び優良技術者表彰の受賞 (平成 18・19・20 年度の完成工事で、表彰を平成 19・20・21 年度に受けたもの) の有無

※優良建設業者表彰 (工事名、部門別 [土木] を記入すること。)

※優良技術者表彰 (技術者名、工事名を記入すること。)

※記載した優良建設業者又は優良技術者に係る表彰状の写しを添付すること。

## 手持ち工事量

代表構成員 会社名

工 事 名 称 等	工 事 件 名	CORINS番号 :
	施 工 場 所	(市町村名) :
	契 約 金 額	百万円
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	受 注 形 態 等	・単体 / 共同企業体 (出資比率%) ・オーナー / サブ
工 事 名 称 等	工 事 名	)
	施 工 場 所	)
	契 約 金 額	上記に同じ
	工 期	)
	受 注 形 態 等	)
工 事 名 称 等	工 事 名	)
	施 工 場 所	)
	契 約 金 額	上記に同じ
	工 期	)
	受 注 形 態 等	)
過 去 平 3 均 年 受 注 額	平成19年度の総受注額	
	平成20年度の総受注額	
	平成21年度の総受注額	
	平均受注額 (A)	
当該年度(平成22年度)受注額 (B)		
手持ち工事量比率 = (B) / (A)		

- ※1) 記入欄が不足する場合は複数枚に記入してよい。  
 2) 記載する工事について、受注時工事カルテ又は竣工時工事カルテ受領書の写しを添付すること。  
 3) 過去3年間とは、契約締結日の属する年度を基準とし、平成19年4月1日から平成22年3月31日までをいう。なお、債務負担行為に係る契約の特則のある工事は、請負代金の支払の限度額の属する年度を契約締結年度に読み替える。  
 4) 上記による確認が出来ない工事は実績として認めない。

## ボランティア活動の地域貢献の実績

代表構成員 会社名

ボランティア活動の名称	
実施年度	
実施期間	
会社からの参加人数	
実施場所	
・ 具体的な活動内容	
ボランティア活動の名称	
実施年度	
実施期間	
会社からの参加人数	
実施場所	
具体的な活動内容	

※1) 記入は 1 件でもよい。

2) ボランティア参加が確認できる資料（新聞記事、写真、証明書等）を添付すること。

3) 上記による参加が確認できないものについては実績と認めない。

## 申請書及び確認資料

住 所  
会社名  
代表者  
担当者  
連絡先

工 事 名	国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1)
提出年月日	平成 年 月 日 ( )
書類目次	<p><u>(※記載例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>別記様式1-1 . . . . . P 1</li><li><input type="checkbox"/>別記様式1-2 . . . . . P 2</li><li><input type="checkbox"/>別記様式1-3 . . . . . P 3</li><li><input type="checkbox"/>建設業の許可について(通知)(写) . . . . . P 4</li><li><input type="checkbox"/>建設業許可申請書及び別表(写) . . . . . P 5、P 6</li><li><input type="checkbox"/>入札参加適格合格通知書(写) . . . . . P 0</li><li><input type="checkbox"/>経営事項審査結果通知書(写) . . . . . P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式2 . . . . . P 0～P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式3 . . . . . P 0～P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式3-1 . . . . . P 0～P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式(4-2) . . . . . P 0～P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式(4-4) . . . . . P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式6 . . . . . P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式7 . . . . . P 0～P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式8 . . . . . P 0～P 0</li><li><input type="checkbox"/>別記様式9 . . . . . P 0～P 0</li></ul> <p style="text-align: right;">合計 <u> 〇〇 </u> 枚</p>



## 入札保証金の免除調べ（申請書に添えて提出してください。）

会社名	
-----	--

国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1) 入札保証金の免除に該当する工事実績は次のとおりです。

公告文に該当する工事（①～⑥をすべて満たすこと）

①過去2か年間の間：H20.5.21～H22.5.20

（申請期限日から遡及して2か年）

②発注者：国（独立行政法人、公社、公団を含む）又は地方公共団体

③種類を同じくするもの：土木一式工事

④規模を同じくするもの：請負金額1億5千万円以上

⑤数回：2回

⑥実績とする工事：竣工し、引渡までを完了したもの

### 1 入札保証金の免除に該当する実績の有無

（有・無の該当するものに○を記す。）

有 ・ 無

※「有」の場合は、2を記入する。

### 2 入札保証金の免除に該当する工事実績

※CORINSの写し(竣工時カルテ受領書等、下記項目が確認できる部分の写し)を添付すること。

発注者名	工事名	請負金額	工期	工種
		円	H 年 月 日 ～ H 年 月 日	
		円	H 年 月 日 ～ H 年 月 日	

注) 1) 特定JVの構成員としての実績は、特定JVの代表者であった場合は請負金額全額を実績対象金額とする。代表者以外の構成員であった場合は、請負金額に出資比率を乗じた金額を実績対象金額とする。

特定建設工事共同企業体資格審査申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

〇〇〇〇・□□□□特定建設工事共同企業体

代表構成員 住所  
商号又は名称 〇〇〇〇  
代表者 印

構 成 員 住所  
商号又は名称 〇〇〇〇  
代表者 印

構 成 員 住所  
商号又は名称 □□□□  
代表者 印

今般、連帯責任により請負工事の共同施工を行うため、〇〇〇〇を代表者とする〇〇〇〇・□□□□特定建設工事共同企業体を結成したので、当共同企業体を貴県発注に係る国道505号(仲宗根)橋梁整備工事(H22-1)の入札に参加させていただきたく、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。